

2020.1.25
- GBL研究会 -

「渉外性を有するプロ野球契約交渉を巡る法的問題」

-楽天イーグルス提訴事件を中心に-

富山大学 岩本学

報告の流れ

1. はじめに
2. 米国における楽天イーグルスの提訴と仙台判決
 - (1) 仙台判決
 - (2) 米国訴訟について
3. 外国人選手のプロ野球契約を取り巻く国際私法上の法的問題
 - (1) 仙台判決についての分析
 - (2) 検討
 - (3) その他の課題
4. おわりに

・参考

拙稿「本件仙台地判：判批」ジュリスト1535号(2019)128頁以下

拙稿「プロ野球の保留制度と外国籍選手を巡る国際私法上の問題について」国際商事法務48巻1号(2020)67頁以下

1. はじめに

- 仙台判決（仙台地判平成30年9月26日 LEX/DB25561532）の概要

- 本報告の対象

2. 米国楽天裁判と仙台判決

(1) 仙台判決

【事実】

X：楽天イーグルス

Y：かつて同球団と選手契約を結んでいた者(住所：米国)

平成26年6月15日 XY間で同年11月末日までの選手契約

同年9月頃から Yの代理人を通じて平成27年

シーズンの契約交渉

→Xから依頼されたメディカルレポートの提

出なし

同年12月24日 Yに対して交渉打切りを通告

2. 米国楽天裁判と仙台判決

(1) 仙台判決

【事実】

平成29年8月30日 YはXに対し、ペンシルバニア州連邦裁判所に

- 〔1〕 Xが新契約に係るYの期待を惹起させておきながら本件交渉を破棄したこと
 - 〔2〕 Xが交渉期間中にYを保留者名簿から除外しなかったこと
(「本件不作為」)によりYの他球団との交渉機会が損なわれたこと
- 等を理由とする損害賠償請求を提起。

※提起時の訴状の送達は、RAKUZEN Inc. 800 Concar Drive San Mateo, CA



2. 米国楽天裁判と仙台判決

(1) 仙台判決

【事実】

X→Y

請求〔1′〕「XとYとの間の平成27年シーズン...に係る選手契約の締結交渉に関し、損害賠償債務を負っていないこと」

請求〔2′〕「Yに対し、Xが平成27年1月5日まで、YをXの平成27年シーズンの保留者名簿から除外しなかったことに関し、損害賠償債務を負っていないこと」

の確認を求めたのが本件

2. 米国楽天裁判と仙台判決

(1) 仙台判決

【事実】

Yへの適式な呼出しも口頭弁論期日に出頭せず

本判決：Xの請求を認容

国際裁判管轄については言及無し

以下は「なお、準拠法については付言するに」とされた準拠法の判断部分

2. 米国楽天裁判と仙台判決

(1) 仙台判決

【判旨】

判旨①「Yの請求〔1〕に係る法律関係は、日本における新契約の締結をめぐる契約締結上の過失に由来する不法行為に基づく請求権をいうものと解するのが相当であるから、法の適用に関する通則法（以下「通則法」という。）20条の法意に照らし、我が国の法律が準拠法となるものと認めるのが相当である。」

2. 米国楽天裁判と仙台判決

(1) 仙台判決

【判旨】

- 判旨②「Yの請求〔2〕に係る法律関係は、Yが、「保留者名簿」にYの名前が記載されたことによって、他の日本球団との交渉ができなかったことを原因とする不法行為に基づく請求権をいうものであるから、加害行為の結果発生地は日本国内であると認められ、我が国の法律が準拠法となる（通則法17条）。もっとも、「保留者名簿」にYが記載された場合には、Yは他国の球団との交渉もできなくなるため、Yの請求〔2〕に係る法律関係には、他国における権利侵害を理由とする不法行為に基づく各請求権も含まれるとも解されるが、当該各請求権についても、前記のとおり、主たる権利侵害が日本国内で生じていることに鑑みると、通則法20条の趣旨を踏まえ、我が国の法律が準拠法となるものと認めるのが相当である。」

2. 米国楽天裁判と仙台判決

(2) 米国でのOrder(2019年4月22日)

【事実】

同命令での認定事実

- Yの主張

Xからの交渉破棄により、その後新たな球団を探す必要が生じたが、新契約を期待していたこと及び保留者名簿から除外されなかったことにより、結果としてXから受領することが期待された額より低額の年俸での韓国球団との契約を余儀なくされた

とし、

詐欺や過失による不実表示(negligent misrepresentation)、約束的禁反言(promissory estoppel)に基づき訴えを提起

2. 米国楽天裁判と仙台判決

(2) 米国でのOrder(2019年4月22日)

【判旨】

本件において同裁判所に管轄を認める基準として以下の3つの基準を挙げる。

1. 被告が法廷地で目的をもって行動をしたこと
2. 訴訟がその行動の一つと関係があること
(Burger King Corp. v. Rudzewicz, 471 U.S. 462 (1985))
3. 裁判所が「管轄の行使がフェアプレーと実質的正義に適合する」と認めること
(Asahi Metal Indus. v. Superior Court, 480 U.S. 102 (1987))

2. 米国楽天裁判と仙台判決

(2) 米国でのOrder(2019年4月22日)

【判旨】 Xは

1. 代理人を通じて、ペンシルバニア州で目的をもって行動
Yのサラリーは同州のYの口座に振り込まれていること、Yの同州でのリハビリの費用を支払っていること、Yのリクルートのために同州で行動したこと、は明らか
2. 当該紛争はYが同州に所在するときに、YとXのコンタクトから生じた
3. Xへの管轄の行使は、fair playと実質的正義に適う
Xの同州での訴訟の負担はYに比して大きく、また、楽天は先端的企業 (a sophisticated corporation) であって、同州で応訴する財力もあって、両者の経済力の差は著しく大きい

とし、同州に管轄が認められる

2. 米国楽天裁判と仙台判決

(3) 本件の評価

Noah J. Goodman, Carlos S. Montoya: "Going, Going, Gone: Baseball Player Sets Precedent for Suing International Professional Sports Teams"

https://www.americanbar.org/groups/business_law/publications/blt/2019/05/going/

"Lutz's case will proceed and Judge Kenney's decision will inevitably serve as a guidepost for professional athletes to pursue lawsuits in the U.S. against foreign professional sports teams, a major turning point for player rights."

この見通しに照らせば、わが国でのスポーツ選手の契約交渉の破棄(決裂)に起因する債務不存在確認の訴えという訴訟戦略は検討すべき事項か→仙台判決を分析する意義

3. 国際私法上の法的問題

(1) 仙台判決についての分析

① 国際裁判管轄

原告被告が入れ替わった国際的な二重起訴の一態様

却下しうるかは明文規定なし

但し、判例(最判平成28年3月10日民集70巻3号846頁)によれば、民訴法3条の9の特別の事情があれば却下可

→本件は同事情なし

認定事実から管轄合意もないため、民訴法3条の3第8号か

3. 国際私法上の法的問題

(1) 仙台判決についての分析

② 準拠法

本判決

1. 国際的な契約交渉の決裂に基づく損害賠償請求を契約締結上の過失とし、その準拠法を検討

→ 初めて言及した裁判例か

2. 本件不作為について国外も含むとし、準拠法の適用範囲を画定

※内容はスライド9頁参照

3. 国際私法上の法的問題

(2) 本判決の検討

②について：「契約交渉の不当破棄」に限定

法例下では裁判例・多数説：契約説

本件は通則法17条を適用←適切

- ・理由

通則法7条は契約の締結が前提

立法時の議論

比較法→「契約締結前の取引義務違反とそれに伴う損害」

契約外債務と位置づけられる

3. 国際私法上の法的問題

(2)本判決の検討

②について

仙台判決の説示の特徴：

保留者名簿に記載された場合，外国球団との交渉への影響については，国内でのそれとは別の準拠法で評価しうる

3. 国際私法上の法的問題

(2) 本判決の検討

- ・ 保留者制度

日本プロフェッショナル野球協約68条

国内外のいかなるプロ野球組織の球団とも交渉を行ってはならない

統一契約書様式31条1項前段

「球団は、日本プロフェッショナル野球協約に規定する手続きにより、球団が契約更新の権利を放棄する意志を表示しない限り、明後年1月9日まで本契約を更新する権利を保留する。」

3. 国際私法上の法的問題

(2) 本判決の検討

仙台判決

「「保留者名簿」にYが記載された場合には、Yは他国の球団との交渉もできなくなるため、Yの請求〔2〕に係る法律関係には、他国における権利侵害を理由とする不法行為に基づく各請求権も含まれるとも解される」

→モザイク的な不法行為との性格付け

単一の行為から複数国で侵害が生じうる事件類型

3. 国際私法上の法的問題

(2) 本判決の検討

仙台判決

法の適用に関する通則法20条の趣旨との表現を媒介にして、外国への影響についても日本法を準拠法として判断

疑問：わが国の保留制度相当のものを独禁法違反とする国がある場合、仙台地裁の判示では、当該国の経済政策が考慮されないが・・・

3. 国際私法上の法的問題

(2) 本判決の検討

確かに...

わが国では独禁法の民事への影響は、民法内(90条等)で勘案される問題として処理

しかし...

他国の競争政策において同様の発想がとられているとは限らない

類似の問題は、人格権侵害訴訟等において近時議論

3. 国際私法上の法的問題

(2) 本判決の検討

例) EU域内での忘れられる権利に基づく削除請求

EU加盟国のドメインのみを差止めの対象とするとの国家
範囲の限定といった処理が提示

例) 名誉毀損

フォーラムノンコンビエンスの回避の観点から原告自身
が自国の損害のみに限定した訴訟を提起

→本請求も独禁法の競争制限との関係で問題視しうる以
上、上記のような処理の検討の余地もある

3. 国際私法上の法的問題

(2) 本判決の検討

- ・ 本問題への結論

仙台地裁の判断も解釈としてはとりうるが、他の解釈の余地もある

-背景

保留者名簿への掲載が他国の球団への移籍禁止を包含する制度であるとの事情と、わが国視点から、関連する外国の独禁法等の適用をどのように扱うべきかについて学説や判例上明確な回答が得られていないため？

→仙台判決は一つの解に過ぎない

3. 国際私法上の法的問題

(3)本判決に関連するその他の課題

①仮にわが国でYが訴訟を提起した場合の不起訴の合意の存在

統一契約書30条

「球団と選手はその間における紛争の最終処理を、コミッショナーに一任することを承諾する。また、球団と選手は、日本プロフェッショナル野球協約の規定に従い、提訴しなければならないことを承認する」

『紛争の「最終」処理』→裁判での判断を予定していないように読める。

但し、後段に「提訴」との表現あるが…

協約188条は「関係団体等は、コミッショナーに、あらゆる紛争につき裁定を求める提訴をすることができる。」

ここでいう提訴はコミッショナーに対するものを指していると統一契約書30条後段を理解結局、同条前段は、やはり不起訴の合意を意図した文言

3. 国際私法上の法的問題

(3)本判決に関連するその他の課題

①仮にわが国でYが訴訟を提起した場合の不起訴の合意の存在

- ・わが国民訴上の不起訴の合意

私法的権利救済の道を排除するものであるため、その許容性が問題→仲裁合意相当の要件(仲裁法2条1項, 13条1項2項)を課す必要では？

疑問：協約188条の「あらゆる紛争」との文言の妥当性

また、プロ野球選手契約が労働契約相当（公取委の従来の見解）とすれば、その紛争に仲裁適格を認めない仲裁法附則4条の類推適用もありうる

→統一契約書が不起訴の合意を意図しているとしても、法的な拘束力を選手に与えているとまで読むことは困難では？

※外国籍の場合不起訴の合意の準拠法も問題となりうる

3. 国際私法上の法的問題

(3)本判決に関連するその他の課題

②米国判決のわが国での承認

本件) 仙台判決の存在により, 同一訴訟とされれば, 既判力の矛盾防止のため(手続的)公序違反(民訴訟118条3号)の余地大

わが国での判決がない場合)

米国でXへの損害賠償が認められた場合, この部分での公序違反は余地は小←保留制度を無効とする外国制度

間接管轄(民訴法118条1項): 民訴法3条の3第3号(財産所在地), 8号(不法行為地)などが関連。

→国際裁判管轄の承認予測説へも影響

4. おわりに

本報告のまとめ

仙台地判の概要

米国訴訟の状況

仙台地判の分析

今後の課題など